

大阪府無料検査体制整備費 補助金事務の手引き

感染症対策企画課
感染症・検査グループ

目次

I	はじめに	03
1.	大阪府行政オンラインシステムについて	
2.	補助金支給後の注意事項	
3.	消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について	
II	体制整備費補助金	05
1.	補助金交付スケジュール	
2.	交付額	
3.	交付申請（交付決定）	
4.	変更・中止（廃止）申請	
5.	実績報告（補助金交付）	
III	その他	12
1.	よくあるお問い合わせ（FAQ）	
2.	お問い合わせ先	

I はじめに

本手引きは、大阪府より「新型コロナ検査実施事業者」の登録を受け、「大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領(以下「実施要領」という。)」に基づき無料検査を実施する事業者に対し交付する、新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金(以下「体制整備費補助金」という。)について説明しています。

- **新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金**(以下「体制整備費補助金」という。)
無料検査を行うにあたり必要となる、検体採取や受付等の実施場所の確保や、検査申込のためのシステム導入にかかる費用等(イニシャルコスト)に対し補助します。

1. 大阪府行政オンラインシステムについて

無料検査事業に関する補助金申請は、「大阪府行政オンラインシステム」により行います。
なお、大阪府行政オンラインシステムでは、提出した申請内容の確認や、大阪府における審査状況の確認等が可能です。

【大阪府行政オンラインシステム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

【補助金ページ】

1. 上部のメニューバーより「手続き一覧(事業者向け)」をクリック
2. 「新型コロナ無料検査事業に関する手続き」をクリック
3. 「代表者登録申請後に各種申請を行う場合」をクリック
4. 該当の手続きを選択してください。

※「**個人として登録**」したアカウントでは、**本事業にかかる申請手続きができません。**
「**事業者として登録**」をしたアカウントにログインしてください。

2. 補助金支給後の注意事項

- 補助事業にかかる関係資料及び帳簿類(補助金申請・報告書類、経費支出の根拠資料、無料検査受検申込書等)は補助金を受給した年度の年度末(3月31日)以降、**10年間の保存**が必要です。
- 補助事業完了後、確定申告(消費税及び地方消費税の申告)により補助金にかかる消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)、**仕入控除税額報告書**(「5. 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について」参照)を提出の上、**その金額を府に納付しなければなりません。**
- 補助事業により取得した補助対象設備その他の財産は、すべて善良なる管理者の注意をもって保管・管理しなければなりません。なお、その処分期間については、「補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)」に準ずるものとしてします。
- 補助事業は、公的資金を財源としているため、その適正な執行が強く求められています。補助金を活用されるにあたっては、こうした趣旨を十分ご理解頂きますようお願いいたします。
なお、以下のいずれかに該当した場合、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。その際、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくこととなります。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
(例)導入する設備の購入経費について、次のような違反があったとき
 - ・購入経費、実単価、件数を水増しした場合や、値引き・返金を隠蔽した場合
 - ・リース契約による導入を買い取って購入したように偽装した場合 等
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

- (3) 補助対象設備の設置場所での事業活動の実態がないと認められるとき。
- (4) 補助対象設備を無断で処分(移設、売却、賃貸、廃棄等)したとき。
- (5) 補助要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

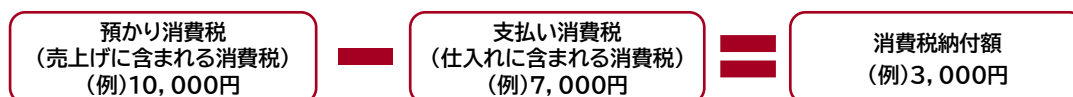
3. 消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告について

【消費税の仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない補助事業者(免税事業者)でない限り、課税売上に係る消費税額(預かり消費税)から課税仕入等に係る消費税額(支払い消費税)を控除し、納税額を算出する制度です。

<イメージ図>

預かり消費税 10,000 円のうち 7,000 円は仕入先を通じて納税されることとなるため、事業者が国に納める金額から差し引くことで、利益分にかかる消費税のみ国に納付することとなります。



【補助金にかかる仕入控除税額の返還について】

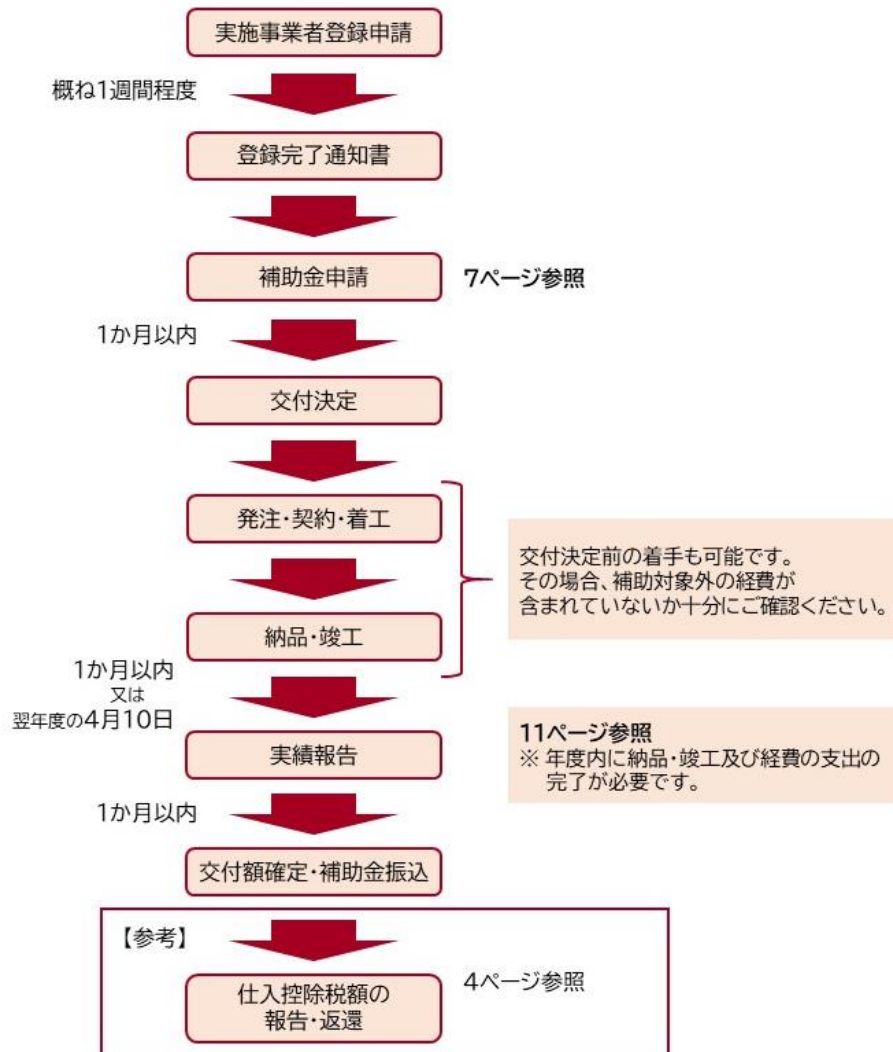
- ・補助金は、消費税法上「不課税取引」に該当するため、うち預かり消費税は0円ですが、一方で補助事業の実施にあたり備品等を購入する際に支払った消費税については、仕入税額控除する(納税額から差し引く)ことができるため、実質事業者が負担していない消費税額に相当する補助金を受けていることとなります。
- ・よって、仕入控除税額の報告及び返還をしていただく必要があります。詳細は顧問税理士までご相談ください。

⇒ **報告・返還時期は「事業実施年度の翌年度中」を予定しています。**
仕入控除税額報告書の提出依頼は追ってお送りしますので、適切にご対応ください。

II 体制整備費補助金

- 本補助金の交付基準は、次のとおりです。申請前に必ずお読みください。
 - ・大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業実施要領
 - ・大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査体制整備費補助金交付要領
 - ・大阪府補助金交付規則
- 複数の事業所分を取りまとめて申請することが可能ですが、事業所毎の経費内訳が必要です。また、取りまとめて申請する場合、補助金の交付は一括で代表者(法人事務局)の口座に振り込まれます。
- 本補助金の交付は、原則として無料検査事業が継続する期間、検査体制を確保して頂くことが前提です。この期間中に新型コロナ検査実施事業者の登録期間が1月を満たないまま解除された場合、補助金の全部又は一部を返還して頂く場合があります。
- イベント等において臨時的な検査拠点を整備する場合は、可能な限りリリースでご対応ください。

1. 補助金交付スケジュール



2. 交付額

- 新型コロナ検査実施事業者(無料検査事業)実施計画書に定めた体制を整備するための経費のうち、次に掲げる対象経費の実支出額を補助します。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて算出します。

【対象経費】

無料検査事業の実施にかかる体制整備に必要な以下の経費

- ・ 需用費(消耗品費) ・ 役務費(設置費等)
- ・ 備品購入費 ・ 工事費又は工事請負費
- ・ 使用料及び賃借料(備品やシステムを対象とするものに限る)
- ・ 委託料(前記の内容に限る)

- 補助対象又は補助対象外の判断については、下表を参照してください。

区分	補助対象	補助対象外
検体採取スペース 受付スペースに 必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易テント、プレハブ ・ ブースを区切るための パーティション等 ・ 換気装置、空気清浄機等 ・ 照明機器 ・ 上記備品等の設置にかかる 運搬費・据付費等 ・ 採取検体を保管するための 保冷库 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の取得に要する費用(土地の賃借費用 含む) ・ 建物の新築・増改築等にかかる費用 ・ 部屋の陰圧化工事 ・ 通路整備費用 ・ その他スペースやブースの区別や換気に 直接寄与しない費用 ・ 既存の設備の撤去費
検体採取場所 におけるシステム 構築・改修経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申し込み受付システム ・ 検体管理システム (検体の管理用バーコード等を 発行するシステム等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付～検体採取～検査～結果通知の 過程で使用しないシステム ・ 検査分析機関において使用するシステム (※1)
事務用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 机、いす、書棚等の事務用品 ・ パソコン、プリンター ・ タブレット、スマートフォン (イニシャルコストに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画、観葉植物 ・ 室内環境改善のための空調設備(エアコン、 扇風機、空気清浄機(感染防止に寄与しない もの)、加湿器等) ・ 冷蔵庫、電子レンジ等家電製品 ・ 消耗品(コピー用紙、ボールペン等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検温器 ・ 消毒液ディスペンサー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金・保証金 ・ 検査機器及びそれに付帯する備品の 購入、据付にかかる費用 ・ 無料検査を実施するための運営費用(※2) (検査キットやマスク、PPE、消毒液等 購入にかかる経費や光熱水費、産業廃棄物 処理費用等)

※1 検査分析機関におけるシステム経費は「無料検査実施事業費補助金」の検査費用単価の積算根拠とすることが可能です。

※2 無料検査を実施するための運営費用等は、検査実施事業費補助金を活用してください。

3. 交付申請(交付決定)

本補助金の申請手続きは、「大阪府行政オンラインシステム」により行います。
以下に沿って手続きを行ってください。

<手続きのタイミング>

「新型コロナ検査実施事業者」の登録完了後

※ 申請・交付決定より前に着手(発注・契約)頂くことは可能ですが、補助対象外となる工事・備品購入等にかかる経費(6 ページ参照)は交付できませんのでご注意ください。

提出〆切 : 7月19日(火)18時 ※厳守

<手続き方法>

1. ホームページよりエクセルファイル「交付申請書(体制整備費補助金)」をダウンロードの上、必要事項を入力してください。

【URL】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryou-taisei.html>

【交付申請書の入力方法】

下記①から⑧の順に様式を入力・確認してください。

※ 黄色着色セルに入力してください。入力セル以外はロックをかけているため編集できません。

① 【基本情報】シートへ入力

- ・(事業開始予定日)・・・発注日、契約日等のうち、一番早い日付を入力してください。
- ・(事業終了予定日)・・・納品日、工事の竣工日等のうち、一番最後の日付を入力してください。
- ・(申請単位)・・・同一法人内の複数の事業所を取りまとめて申請する場合は「複数事業所分をまとめて申請」、そうでない場合は「まとめて申請しない」を選択してください。
- ・(実施事業者登録番号)・・・「新型コロナ検査実施事業者」の登録番号を入力してください。
「複数事業所分をまとめて申請」する場合、入力不要です。

② <複数事業所分をまとめて申請する場合>【内訳シート】を入力

- ・各事業所の情報を入力してください。
- ・まとめて申請しない場合、本シートの入力は不要です。

③ 【別紙2】シートへ入力

- ・補助対象経費のうち工事費又はその他経費、補助対象外経費とそれぞれ区別して入力してください。
- ・金額は税込みで記入してください。
- ・「複数事業所分をまとめて申請」する場合、②【内訳シート】の「事業所番号」を各経費の一番右の欄に入力してください。

※ 「実施事業者登録番号」ではありませんのでご注意ください。

④ 【別紙1】シートを確認(必要に応じて入力)

- ・基本的に入力不要です。自動反映された内容をご確認ください。
- ・万が一、体制整備に関する寄附金やその他収入がある場合、(B)欄に入力してください。

⑤ 【様式1】【別紙3】シートを確認

- ・自動反映された内容をご確認ください。

⑥ **【様式 1-2】シートを確認**

・全項目「はい」を表示していますが、「いいえ」となる項目がないかご確認ください。

※ 万が一、「いいえ」が入力される場合は補助金の交付ができません。

⑦ **【様式 1-3】シートを入力**

・法人の場合は役員、監事、個人事業主の場合は設置者を入力してください。

・入力する範囲については、【様式 1-2】の項目 6 を参考にしてください。

⑧ **【口座】シートを入力**

・補助金振込口座の情報を入力してください。

・「複数事業所分をまとめて申請」する場合も、補助金は一つの口座に振り込みとなります。

2. 下記「添付書類」を準備してください。

<添付書類>

- 必要経費算出の根拠資料(見積書)
- 購入する備品・消耗品の仕様がわかる資料(カタログ資料、ホームページ資料等)
- 整備する検体採取スペース・受付スペース等の図面
- ※ 整備する場所の出入り口及び面積(概算も可)、整備する備品の設置場所、検体採取や受付等の各スペースが判別できる場合、手書きでも可とします。
- その他参考となる資料

※ 実績報告時に納品書・請求書などの購入実績・金額を確認できる証明書類が必要となります。

実績報告まで必ず保管しておいてください。

※ インターネット購入の場合は購入履歴や配送日時が確認できる画面を印刷した書類などを保管しておいてください。

3. 「大阪府行政オンラインシステム」の「無料検査体制整備費補助金(交付申請)」手続き画面を開いてください。

新型コロナウイルス無料検査事業に関する手続き

該当件数 2 件

初めて事業者登録を行う場合
代表者の登録

代表者登録申請後に各種申請を行う場合
事業所登録および補助金の申請

新型コロナウイルス無料検査事業に関する手続き

該当件数 4 件

無料検査体制整備費補助金(交付申請)

【変更・解除申請】実施計画書の申請(事業所登録/新規)

4. 「内容詳細」画面が表示されますので、内容をご確認の上スクロールして頂き、「次へ進む」をクリックしてください。
5. 申請に際しての確認事項が2点表示されます。
内容をご確認いただき、「確認した」を選択の上、「次へ進む」をクリックしてください。
6. 記載に沿って、必要事項を入力してください。
 - ・(事業開始予定日)(事業終了予定日)は「1 交付申請書」の【基本情報】から転記してください。
 - ・(申請金額)は交付申請書の【様式1】から転記してください。
7. 「1 交付申請書」のデータを添付してください。

交付申請書 (ホームページよりダウンロードしてください。) **必須**

ホームページより交付申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上添付してください。

体制整備費補助金HP [🔗](#)

【書類内訳】※すべて同一のエクセルファイルです。シートの削除、分割は行わないでください。

- ・様式第1号 (交付申請書)
- ・別紙1～別紙3
- ・様式第1号の2 (要件確認申立書)、1号の3 (暴力団等審査情報)
- ・口座振替依頼書

アップロードするファイルを選択

Excel 媒体のまま添付してください。

次へ進む >

クリック

あとで申請する

8. 「2 添付書類」のデータを添付してください。
 - ※ **審査の際、申請内容と金額の根拠資料、図面等の内容が一致しない場合は内容の訂正が必要となり、交付決定までに時間を要します。添付書類の内容が申請内容と突合できるようにしてください。**

必要経費の根拠資料 **必須**

※見積書等

※審査の際、申請書類と添付書類の内容、金額が一致しない場合、不備となります。

※1枚の見積書に対象外の備品が含まれる場合、対象となる備品にはマーカーを引くなど突合しやすいよう工夫してください。

アップロードするファイルを選択

見積書等を添付してください。

購入する備品の仕様がわかる資料

※カタログ資料等

アップロードするファイルを選択

カタログ資料等を添付してください。

整備する検体採取・受付スペース等の図面

※以下内容が判別できるものを添付してください。

- ・整備する場所の出入口
- ・面種 (概算も可)
- ・整備する備品の設置場所
- ・検体採取や受付等の各スペース

アップロードするファイルを選択

図面等を添付してください。

その他参考となる資料

- ・ファイルが複数に分かれている場合など、欄が足りない場合は使用してください。
- ・その他経費の計算方法等参考となる資料があれば添付してください。

アップロードするファイルを選択

ファイルが複数に分かれる場合等に使用してください。

9. 画面下部「次へ進む」をクリックしてください。

10. 申請内容を確認の上、「申請する」をクリックし、手続きを完了してください。

4. 変更・中止(廃止)申請

<手続きのタイミング>

- 交付決定通知到着後
- 下記のいずれかに該当する場合
 - ・経費の増額
 - ・総事業費の20%を超える経費の減額
 - ・交付決定後に体制整備事業を中止する場合

<手続き方法>

1. ホームページよりエクセルファイル「変更申請書(体制整備費補助金)」または「中止(廃止)申請書(体制整備費補助金)」をダウンロードの上、必要事項を入力してください。

【URL】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryou-taisei.html>

【変更・中止(廃止)申請書の入力方法】

- ※ 黄色着色セルに入力してください。入力セル以外はロックをかけているため編集できません。
- ⇒ **7ページの【交付申請書の入力方法】を参考にしてください。**

2. 下記「添付書類」を準備してください。

※中止(廃止)申請の場合は不要です。

<添付書類>

- 必要経費算出の根拠資料(見積書)
- 購入する備品・消耗品の仕様がわかる資料(カタログ資料、ホームページ資料等)
- 整備する検体採取スペース・受付スペース等の図面
- ※ 整備する場所の出入り口及び面積(概算も可)、整備する備品の設置場所、検体採取や受付等の各スペースが判別できる場合、手書きでも可とします。
- その他参考となる資料

3. 「大阪府行政オンラインシステム」の「無料検査体制整備費補助金(変更・中止(廃止))」手続き画面を開いてください。

4. 記載に沿って、必要事項を入力してください。

5. 「1 変更・中止(廃止)申請書」及び「2 添付書類」のデータを添付し、手続きを完了してください。

5. 実績報告(補助金交付)

<手続きのタイミング>

■ 交付決定通知到着後

■ 以下のいずれか早い方

- ・ 補助事業の完了した日(※)の翌日から起算して 30 日以内
- ・ 翌年度の **4月10日**

(※)「補助事業の完了した日」とは、全ての備品等の納品・竣工が終了した日となります。

<手続き方法>

1. ホームページよりエクセルファイル「実績報告書(体制整備費補助金)」をダウンロードの上、必要事項を入力してください。

【URL】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryou-taisei.html>

【実績報告書の入力方法】

※ 黄色着色セルに入力してください。入力セル以外はロックをかけているため編集できません。

⇒ **7ページの【交付申請書の入力方法】を参考に、申請した経費に相当する実績(実際の購入額等)を入力してください。**

3. 下記「添付書類」を準備してください。

※まとめて報告する場合でも各事業所の根拠資料が必要となります。

<添付書類>

■ 納品されたことがわかる資料(納品書、仕切書)

※インターネット購入の場合は配達完了日がわかるページ

■ 工事完了日が確認できる書類(該当がある場合)

■ 経費支出の根拠資料(請求書、仕切書、領収書)

※納品書に金額の記載があっても提出が必要です。

■ 整備した備品、検体採取スペース・受付スペース等の写真

※複数の備品をまとめて写す場合はどの申請備品の写真かわかるようにしてください。

■ その他参考となる資料

3. 「大阪府行政オンラインシステム」の「無料検査体制整備費補助金(実績報告)」手続き画面を開いてください。

4. 記載に沿って、必要事項を入力してください。

5. 「1 実績報告書」及び「2 添付書類」のデータを添付し、手続きを完了してください。

※ 審査の際、報告内容と金額の根拠資料、写真等の内容が一致しない場合は内容の訂正が必要となり、補助金の交付までに時間を要します。添付書類の内容が報告内容と突合できるようにしてください。

Ⅲ その他

1. よくあるお問い合わせ(FAQ)

Q 1. 高額な備品をリースで整備する場合、体制整備費補助金の補助対象期間はいつまでですか。

A 1. リースにかかる費用について、令和4年度の無料検査事業者登録期間中における費用が補助対象となります。

Q 2. 無料検査事業で使用するために新型コロナ検査実施事業者の募集前に購入した備品等の費用は対象となりますか。

A 2. 令和4年4月1日以降に無料検査を実施するために新たに整備したものであれば対象となります。

Q 3. 令和3年度に体制整備補助金を申請しましたが、令和4年度も申請してよいでしょうか。

A 3. 原則、1事業所で体制整備補助金の交付は1回のみとなっております。なお、リースなどで令和3年度に交付を受け、令和4年度においても費用が発生する品目の申請は可能です。

Q 4. ネットや店舗で購入したため、実績報告で提出が必要な納品書や請求書がありません。

A 4. 実績報告の金額が正しいか、年度内に納品されているかを確認するために納品書や請求書等の提出をお願いしています。実績報告の際に必ず必要ですので、店舗で購入した場合はレシートを、インターネットで購入した場合は納品日、支払金額がわかる購入履歴画面等を印刷した書類の提出をお願いします。

Q 5. ネット等で貯めたポイントで購入した際の取扱いはどうなりますか。

A 5. 実際に支払った金額が補助金の対象となりますので、ポイントを差し引いた金額での交付となります。また、金券等(Amazon ギフト券等)を使用した場合、金券等を購入した金額がわかる書類(領収書等)を提出してください。購入した金額を補助金額とします。なお、金券の一部を使用した場合は購入金額から按分します。

例) 10,000円分のAmazonギフト券を9,800円で購入。

5,000円分を使用⇒4,900円を補助金として交付

Q 6. 自社で仕入れた商品を申請する場合、金額は売値と仕入れ値どちらを記入すればいいですか。

A 6. 実際に負担した金額が補助対象となりますので、仕入れ値で申請してください。

2. お問い合わせ先

大阪府「無料検査事業」コールセンター

TEL 06-7177-9542 (土日祝含む9時から21時まで)